

(2) 知財の流れは独占から開放へ

技術標準化に伴うパテントプール

- **特許の藪** (関連特許多数を多数・多岐にわたる者が保有し侵害訴訟リスク大)
- 技術が普及して市場での標準にならない限り、有力特許も「宝の持ち腐れ」
- ネットワーク時代においては、どんなに優れた企業でも単独で標準技術を作ることはできない
- 廉価な料率 (**RAND**) であっても特許製品が普及すれば規模の効果によって開発費用の回収に見合う特許収入の獲得は成り立つ

解決策としてのパテントプールの必然性 ~ 技術の普及と特許権の行使を両立させたい社会的ニーズのある分野で広がる

- 従来はIT(情報技術) MPEG2,MPEG4,IEEE802.11,W-CDMA
- **これからは、環境、バイオテクノロジー分野も**

「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」 公正取引委員会2005年6月29日

- 競合技術の間の競争制限効果や競業技術の排除効果の発生を確実に避ける観点からは、パテントプールに含まれる特許は必須特許に限定することが原則
- **独占禁止法違反行為の未然防止の観点**からは、パテントプールに含まれる特許が必須特許であるか否かについて、恣意的な判断を避けるため、**パテントプールに参加する事業者から独立した専門的な知識を持った第三者が行なうことが必要**

【日本知的財産仲裁センター】 必須判定業務を開始

2006年8月8日～デジタル放送プールに関する対象技術標準規格 (ARIB標準規格)、2007年12月21日～デジタルケーブル放送規格

パテントプール形成プロセスと知的財産問題

- (1) 技術標準の策定
- (2) IPR検討グループの結成・組織化
- (3) ライセンス会社選定
- (4) 必須特許選定プロセス…例【日本知的財産仲裁センター】
- (5) 必須特許権者会議 ライセンス条件及び契約書案の決定
- (6) パテントプールライセンス開始

標準化に関わる法律上の紛争リスクの予防と解決の重要性

アウトサイダー問題、ホールドアップ問題、権利譲渡後のライセンス条件の変更・拒否問題、パテントロール問題等

- * 必須特許存在の開示、FRAND条件のライセンス許諾とRの明確化、
- * ランバス事件(FTC: 詐欺的な特許権の非開示は反トラスト法違反)、クアルコム事件(CAFC: 詐欺的FRAND条件の約束は詐欺的な特許権の非開示と同様の行為であり契約違反のみならず独占行為に該当)、ノキア事件(独において記録的巨額訴訟が継続中)

(3) 人材

- 日本の強み・弱みの見極め
- 「国際的にリーダーシップをとる人材を育てる」
発言に自信と責任を持つには出身母体のサポートが必要（組織の死命を決するという認識）

企業が大学に求めるものは何か

活用に向けたアイデア・知識？ 技能・技術？ 原理・原則の研究？ 人材育成？

大学研究の評価の在り方

- ◆ 技術面の客観的評価は困難。論文の引用如何は別要素により決まる場合もある。
- ◆ 企業は個別論。大学が原理・原則の研究を継続できるように、官の支援が必要。

大学の知財「経営」は仕組みを動かす「人」が鍵！

3. グローバルなオープン・イノベーションへ

意識改革：競争と協調

日本から世界のスタンダードを発信する

Not Invented Hereへのこだわりをなくす

(日本発の標準にこだわらなければ味方ができる)

競争力阻害要因を除去するインフラ整備の必要性 競争力を生みだす当事者の声に答える

海外の権利取得には各国における出願負担の軽減が必要

cf. 特許審査ハイウェイ、第1庁の調査・審査の結果の利用、出願様式の統一
放送と通信の融合の早期実現

copyright@Izumi Hayashi ご静聴ありがとうございました